

# お知らせ

## 忘れ物・落とし物について

当施設では、忘れ物・落とし物（拾得物）の届出があった場合、以下の取り扱いをさせていただきます。

### ①【現金・財布・貴重品・貴金属類・携帯電話等】の場合

1週間以内に警察へ届け出ていますので、お心当たりがありましたら磐田警察署（0538-37-0110）へお問い合わせください。

### ②【食品や飲み物類等の衛生上保管が困難なもの】の場合

現物の状態で判断し、処分させていただきますのでご了承ください。

### ③【その他のもの】の場合

拾得日から3ヶ月目の上旬まで保管させていただき、それ以降、処分させていただきますのでご了承ください。

（磐田警察署と協議済）（例：7月5日の拾得物は10月上旬まで保管）

問合せ 磐田市コロナウイルスワクチンコールセンター

電話 0120-156-709